

東京電力福島第一原発事故の被災者が東電の元幹部を業務上過失致死容疑で告訴・告発した事件で、検察が不起訴とした元幹部のうち3人について検察審査会が「起訴相当」と議決した。

今回の議決は、刑事責任の追及にとどまらず、事故の原因が明確にされないまま、原発再稼働の動きが進み、新たな安全神話がつくられつつあることに対する市民感覚に根差した批判と受け止めるべきだろう。

東電の原子力開発に大きな役割を果たした元幹部3人が実際に起訴され、裁判が始まるかどうか今後の展開を注視する必要がある。

審査会の議決書は、東電の試算で2008年に福島原発の敷地南側で津波の高さが最

2014.8.2

東電事故の検審議決

論説

大で15・7月になるとの結果が得られ、幹部に報告されていたにもかかわらず対策を取らなかったことや、06年には東電が津波の際には全電源の喪失や炉心損傷の危険性があるとの結論をまとめていたとの事実を指摘。一(事故は)

だ。国会や政府の事故調査委員会の報告は事故原因には多くの未解明の部分があることを指摘したが、そのフォローアップは皆無に等しい。事故の原因究明が不十分なかで、原発の運転と安全管理に大きな責任を持っていた東電幹部らを不起訴としたこと

検察当局は、議決を受け、あらためて本格的な捜査を行い刑事責任の有無を明確にする努力をすべきであることは言うまでもない。だが、問われているのは、単に元幹部らを不起訴とした検察の判断だけではなく、事故後も続いている原発をめぐる、より大きな

再び、過酷事故が発生したときに、国や事業者が負う責務は不明確なままだし、防災対策もなおざりにされている印象が強い。再稼働に当たっては、福島原発の原因を明確にした上で、その教訓に立って事故対策や防災計画をつくるのが前提となるはずなのだが、現実にはそうはなっていない。

問われる「無責任の構造」

いような雰囲気が存在していた。一このような規制当局と事業者の態度は、本来あるべき姿から大きく逸脱しているし、一般常識からもずれている一と指摘した。

に、多くの市民が違和感を持つ。多くの市民が違和感を持つ。多くの市民が違和感を持つ。多くの市民が違和感を持つ。

な一無責任の構造一だろう。九州電力の川内原発で事業者が取った安全対策について原子力規制委員会は、新たな規制基準に適合していると判断した。安倍晋三首相はこれを理由に、原発再稼働に前向きな姿勢を示している。

議決書は「安全神話の中にいたから」ということで、責任は免れないと指摘している。首相をはじめとする政権幹部もすべての原子力事業者も、この言葉を肝に銘じるべきだろう。

最大の問題は、発生から3年以上たっても事故の原因究明作業が進んでいないこと

電力大飯原発3、4号機運転差し止めを認めたら9月の福井地裁の判決とも共通する。

しかし、再稼働した原発で